

わかやま中小企業元気ファンド 事業のご案内



地域資源を活用して、新商品や新サービスの研究・開発や販路開拓等を行う、
県内中小企業者などの皆さんを応援します。

<助成事例>



有田みかん等の柑橘類を
使ったマーメイドの試作



紀州漆器の技術を取り入れた
卓上屑入の製作



農産物直売システムの開発

対象者

県内の創業者、中小企業者、NPO法人

事業名等

事業名	区分	助成率	助成額
地域資源活用分野	A	2/3以内	1事業につき 50万円以上100万円未満
	B	2/3以内	1事業につき100万円以上600万円以内

※地域資源活用分野Bは、助成事業完了後3年後に新規事業従業者が3人以上又は新規事業売上額が1,200万円以上を見込める事業。

※知事が指定した地域産業資源以外の地域産業資源を活用した事業の場合は2分の1以内。

助成期間

交付決定日(平成30年7月上旬頃)から平成31年2月28日まで
※ただし、2カ年度を要する事業については、承認を得た場合、翌年度の3月末まで

【公募期間】

平成30年4月5日(木)から平成30年5月15(火)まで

【応募方法】

所定の申請書に記入の上、関係書類とともに、わかやま産業振興財団まで持参又は郵送してください。
募集要項や申請書様式等は、わかやま産業振興財団のウェブサイトからダウンロードできます。

【お問合せ・お申込み】

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 産業支援班

〒640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階

Tel 073-432-3412 / Fax 073-432-3314 / E-mail info@yaruquiouendan.jp



元気ファンド

検索

1 助成対象事業

和歌山ブランドの創出を図るため、和歌山県の地域資源(「農林水産物」、「鉱工業品とその製造技術」、「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源」)を活用した、新商品や新サービスの研究・開発や試作、それに付随する展示会出展等の事業。

2 助成対象経費

- (1)外部専門家(委員、講師、調査研究員等)に対する謝金及び旅費
- (2)会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費(報告書等の作成費)、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機械装置・工具器具費(研究開発に係るもののみ対象とする。)、機器借上料、借損料、雑役務費等の事務経費
- (3)調査研究、開発研究等の委託費(その事業の全てを委託するものを除く。)

3 提出書類

- (1)申請書
 - ①申請概要
 - ②交付申請書
 - ③事業計画書
 - ④収支予算書
 - ⑤交付対象事業者の概要
- (2)関係書類
 - ①商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し
 - ②事業内容の詳細がわかる書類の写し
 - ③経費の積算根拠となる書類(見積書)の写し
 - ④最近2か年の財務諸表の写し(勘定科目内訳明細書を含む。)
 - ⑤和歌山県税の納税証明書(県税に未納がない証明書)

4 審査等

- (1)事前ヒアリング(必要に応じ現地調査)を行った上で、審査会(プレゼンテーション)となります。
- (2)申請書及び審査会での審査結果〔選定基準:①新規性・革新性、②市場性・競争力、③経営体制、④事業計画の熟度(実現性・資金計画)、⑤地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果〕をもとに、和歌山県知事の承認を受け、助成金の交付の可否及び助成額を決定します。

5 留意事項

- (1)助成の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の助成対象とはなりません。
- (2)助成対象経費について
 - ①助成対象経費は試作開発までにかかる経費です。量産・営業活動にかかる経費は助成対象になりません。
 - ②事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定通知に記載する助成事業実施期間に発注(契約)、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。
 - ③機械装置・工具器具費は事業計画に必要な不可欠なものに限ります。リースやレンタルなどの合理的方法によることを原則とします。